

北上市告示甲第144号

北上市保育施設等食材費高騰対策支援補助金交付要綱（令和6年北上市告示甲第47号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から適用する。

令和7年10月1日

北上市長 八重樫 浩文

改正前	改正後
<p>（補助対象者）</p> <p>第3 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に設置された保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所又は認可外保育施設（北上市立保育所条例（平成3年北上市条例第92号）に規定する市立保育所及び北上市立学校条例（平成3年北上市条例第70号）第4条に規定する市立幼稚園を除く。以下「保育施設等」という。）を運営する事業者であって、次のいずれかに該当するものとする。ただし、市税を滞納していない者に限る。</p> <p>（1）令和5年3月31日以前から食事の提供をしていた者であって、<u>保育施設等の利用者が負担する食事の提供に係る費用</u>（以下「副食費等」という。）を、令和4年4月1日以後に増額していないもの</p>	<p>（補助対象者）</p> <p>第3 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に設置された保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所又は認可外保育施設（北上市立保育所条例（平成3年北上市条例第92号）に規定する市立保育所及び北上市立学校条例（平成3年北上市条例第70号）第4条に規定する市立幼稚園を除く。以下「保育施設等」という。）を運営する事業者であって、次のいずれかに該当するものとする。ただし、市税を滞納していない者に限る。</p> <p>（1）令和5年3月31日以前から食事の提供をしていた者であって、<u>次のいずれかに該当するもの</u></p> <p>ア 保育施設等の利用者が負担する給食費（主食及び副食等の提供に係る費用をいう。以下同じ。）を、令和4年</p>

(2) 令和5年3月31日以前から食事の提供をし、副食費等を令和4年4月1日以後に増額した者であって、当該増額後の副食費等を増額前の水準以下に改定し、かつ、令和6年4月1日以後に提供する食事に係る副食費等の増額分について、第5の規定による申請の日から6月以内に利用者に還付するもの

#### 4月1日以後に増額していないもの

イ 給食費を令和4年4月1日以後に増額した者であって、当該増額後の給食費を増額前の水準以下に改定し、かつ、令和7年4月1日以後に提供する食事に係る給食費の増額分について、第5の規定による申請の日から6月以内に利用者に還付するもの

(2) 令和5年4月1日以後に新たに食事の提供を始めた者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 給食費を保育所、認定こども園（保育利用に限る。）、地域型保育事業所又は認可外保育施設（以下「保育所等」という。）にあっては月額4,900円（主食の提供を行わない場合は、4,500円とする。）以下に、認定こども園（教育利用に限る。）又は幼稚園（以下「幼稚園等」という。）にあっては日額245円（主食の提供を行わない場合は、225円とする。）以下に設定するもの

イ 給食費の額が月額4,900円（主食の提供を行わない場合は、4,500円とする。）を超える保育所等であって、当該給食費の額を月額640円（主食の提供を行わない場合は、300円とする。）以上引き下げ、又は月額4,900円（主食の提供を行わない場合は、4,500円とする。）以下に改定し、かつ、令和7年4月1日以後に提供する食事に係る給食費の差額を、第5の規定による申請の日から6月以内に利用者に還付するもの

ウ 給食費の額が日額245円（主食の提供を行わない場合

は、225円とする。) を超える幼稚園等であって、当該給食費の額を日額37円(主食の提供を行わない場合は、20円とする。)以上引き下げ、又は月額245円(主食の提供を行わない場合は、225円とする。)以下に改定し、かつ、令和7年4月1日以後に提供する食事に係る給食費の差額を、第5の規定による申請の日から6月以内に利用者に還付するもの

(3) 令和5年4月1日以後に新たに食事の提供を始めた者であって、その額を保育所、認定こども園(保育利用に限る。)、地域型保育事業所又は認可外保育施設(以下「保育所等」という。)にあっては月額4,500円以内に、認定こども園(教育利用に限る。)又は幼稚園(以下「幼稚園等」という。)にあっては日額225円以内に設定するもの

(4) 令和5年4月1日以後に新たに食事の提供を始め、その額が月額4,500円を超える保育所等であって、当該副食費等の額を月額300円以上引き下げ、又は月額4,500円以内に改定し、かつ、令和6年4月1日以後に提供する食事に係る副食費等の差額を、第5の規定による申請の日から6月以内に利用者に還付するもの

(5) 令和5年4月1日以後に新たに食事の提供を始め、その額が日額225円を超える幼稚園等であって、当該副食費等の額を日額15円以上引き下げ、又は月額225円以内に改定し、かつ、令和6年4月1日以後に提供する食事に係る副食費等の差額を、第5の規定による申請の日から6月以内

に利用者に還付するもの

(補助金の額)

第4 補助金の額は、次の表左欄に掲げる保育施設等の区分に応じ同表右欄に定める補助単価に、令和6年6月1日時点での該保育施設等を利用する児童等(副食費等の負担を免除されている者及び市外に住所を有する者を除く。)の数を乗じた額とする。

保育施設等の区分	補助単価
保育所、認定こども園(保育利用に限る。)、地域型保育事業所又は認可外保育施設	3,600円
認定こども園(教育利用に限る。)又は幼稚園	1,950円

(補助金の交付申請)

第5 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が別に定める日までに、北上市保育施設等食材費高騰対策支援補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)

(補助金の額)

第4 補助金の額は、次の表に定める補助単価に、児童等の数を乗じた額の合算額とする。

保育施設等の区分	補助単価
保育所、認定こども園(保育利用に限る。)、地域型保育事業所又は認可外保育施設	主食分 4,080円 副食等分 3,600円
認定こども園(教育利用に限る。)又は幼稚園	主食分 2,210円 副食等分 2,600円

2 前項の補助金の額の算定の基礎となる児童等は、令和7年6月1日時点で保育施設等を利用する者であって、主食分にあっては主食の提供を受けているもの、副食等分にあっては副食等の提供に係る負担を免除されていないものとする。ただし、市外に住所を有する者を除く。

(補助金の交付申請)

第5 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が別に定める日までに、北上市保育施設等食材費高騰対策支援補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)

に副食費等の額が分かる書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第6 [略]

2 市長は、前項の規定により交付決定をするときは、申請者に対し、令和6年度中に副食費等の増額をしないことを条件として付するものとする。

3 [略]

様式第1号（第5関係）

[略]

北上市保育施設等食材費高騰対策支援補助金の交付を受けたいので、北上市保育施設等食材費高騰対策支援補助金交付要綱第5の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。なお、申請日以後、今年度中に副食費等の増額をしないことを誓約します。

記

1 [略]

2 副食費等の額

3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

に給食費の額が分かる書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第6 [略]

2 市長は、前項の規定により交付決定をするときは、申請者に対し、令和7年度中に給食費の増額をしないことを条件として付するものとする。

3 [略]

様式第1号（第5関係）

[略]

北上市保育施設等食材費高騰対策支援補助金の交付を受けたいので、北上市保育施設等食材費高騰対策支援補助金交付要綱第5の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。なお、申請日以後、今年度中に給食費の増額をしないことを誓約します。

記

1 [略]

2 給食費の額

3 [略]